

柏市監査委員規程

昭和61年7月1日

監告示第7号

改正	告示年月日	施行年月日	告示番号
	62. 3. 31	62. 4. 1	(監) 3
	元. 4. 1	元. 4. 1	(監) 1
	元. 10. 1	元. 10. 1	(監) 2
	7. 4. 1	7. 4. 1	(監) 3
	9. 4. 1	9. 4. 1	(監) 4
	12. 3. 31	12. 4. 1	(監) 3
	12. 9. 28	12. 10. 1	(監) 6
	13. 3. 30	13. 4. 1	(監) 3
	14. 3. 29	14. 4. 1	(監) 16
	16. 12. 28	17. 1. 1	(監) 6
	18. 10. 30	18. 10. 30	(監) 5
	22. 1. 13	22. 1. 13	(監) 1
	22. 7. 1	22. 7. 1	(監) 6
	22. 9. 1	22. 9. 1	(監) 9
	28. 3. 31	28. 4. 1	(監) 6
	4. 12. 22	5. 4. 1	(監) 10
	5. 5. 31	5. 6. 1	(監) 7
	8. 3. 31	8. 4. 1	(監) 4

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市監査委員条例（昭和61年柏市条例第1号）第5条の規定により、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査の期日は、毎会計年度開始前に監査委員が定めるものとする。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめその日時、監査の範囲等を市長、関係する委員会等に通知するものとする。

[平7監告示3・一部改正]

(現金の出納検査)

第3条 法第235条の2第1項の規定による検査の期日は、毎月28日とする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(決算審査)

第4条 法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査の意見を決定したときは、これを市長に提出するものとする。

[平7監告示3・一部改正]

(健全化判断比率等審査)

第4条の2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第

3条第1項及び第22条第1項の規定による審査の意見を決定したときは、これを市長に提出するものとする。

[平22監告示・追加]

(その他の監査等)

第5条 法令に基づくその他の監査等の実施は、その都度監査委員が協議して定めるものとする。

(公示)

第6条 監査委員が行う公示は、柏市公告式規則（昭和59年柏市規則第32号）の例による。

[平7監告示3・一部改正]

(監査及び検査結果の報告)

第7条 第2条に規定する監査及び第3条に規定する検査の結果の報告は、おおむね年4回に取りまとめてするものとする。

(代表監査委員の選任)

第8条 代表監査委員は、常勤の監査委員をもって充てる。

[平14監告示16・全改]

(代表監査委員の職務)

第9条 代表監査委員は、法令に定めるもののほか、次の事務を処理する。

- (1) 事務局長の出張命令、休暇、事務引継等に関すること。
- (2) 監査委員の会議の開催に関すること。
- (3) 監査等の執行通知に関すること。

第9条の2 代表監査委員の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定に対する審査請求に係る執行停止及び裁決に関すること。
- (2) 公文書の開示に係る可否の決定に対する審査請求に係る執行停止及び裁決に関すること。

[平20監告示・一部改正, 平28監告示・一部改正]

(監査委員の会議)

第10条 監査委員の職務の執行に関し必要な事項を協議するため監査委員の会議（以下「会議」という。）を設ける。

2 会議は、次のとおりとする。

- (1) 定例会は、第3条に規定する検査と同日に開催する。
- (2) 臨時会は、監査委員が必要があると認めたときに開催する。

(事務局の事務)

第11条 監査委員の事務局（以下「監査事務局」という。）の事務を所掌するため、監査係を置く。

2 監査事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 監査基準等に関すること。
- (2) 監査等に係る事務処理に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。

(4) 公文書の管理に関すること。

(5) 監査事務局の庶務に関すること。

[平12監告示3・一部改正, 平12監告示6・一部改正, 令和8監告示4・一部改正]

(職の設置)

第12条 監査事務局に事務局長のほか、必要に応じて事務局長補佐、係長、主査監、主査、主任、主事及び主事補を置く。

2 前項の規定により設置した職（事務局長を除く。次条第2項及び第14条第2項において同じ。）は、書記のうちから代表監査委員が任命する。

[平7監告示3・全改, 平9監告示4・一部改正, 平13監告示3・一部改正, 令和8監告示4・一部改正]

(事務局長等の職務)

第13条 事務局長は、監査委員の命を受け、監査委員に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 柏市行政組織規則（令和8年柏市規則第20号）第32条（第2号及び第3号を除く。）の規定は、前条第1項の規定により設置した職の職務について準用する。

[平14監告示16・追加, 平22監告示6・追加, 令和8監告示4・一部改正]

(事務局長の専決事項)

第14条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 監査等に必要な資料の収集及び作成に関すること。

(2) 監査等の執行に係る連絡調整に関すること。

(3) 軽易な照会及び回答、定例的な報告等に関すること。

(4) 職員の事務分担及び事務引継ぎに関すること。

(5) 職員の出張命令、時間外勤務命令、休日勤務命令、休暇等に関すること。

(6) 公印の管理に関すること。

(7) 所管物品の使用管理に関すること。

(8) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定に関すること。

(9) 公文書の開示に係る可否の決定に関すること。

(10) 情報の提供に係る可否の決定に関すること。

(11) その他監査委員が指定した事項

2 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、第12条第1項の規定により設置した職にある職員のうち事務局長があらかじめ指定するものがその事項を代決するものとする。

[平12監告示6・一部改正, 平16監告示6・一部改正, 平22監告示9・一部改正, 平28監告示6・一部改正, 令和8監告示4・一部改正]

(情報公開及び個人情報保護)

第15条 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）及び柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年柏市条例第33号）の施行については、市長の事務局の例による。

[平12監告示3・一部改正, 平12監告示6・一部改正, 平16監告示6・一部改正, 令和4監告示10・一部改正]

(行政手続等に関する情報通信の技術の利用)

第15条の2 柏市行政手続等情報通信技術利用条例（平成18年柏市条例第1号）の

規定に基づき、監査委員に対して行うこととされ、又は監査委員が行うこととしてい
る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法
により行う場合については、柏市行政手続等情報通信技術利用条例施行規則（平成1
8年柏市規則第111号）の規定の例による。

〔平18監告示5・一部改正〕

（公印）

第16条 監査委員が使用する公印の名称、形状寸法、書体、使用区分、管理者及び個
数は別表第1、ひな型は別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いは、柏市公印規程（昭和34年柏市訓令第
7号）の例による。

〔平12監告示3・一部改正〕

（職員の服務及び倫理）

第17条 職員の服務及び倫理については、市長の事務部局の例による。

〔令5監告示7・追加〕

（補則）

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して別に定める。

〔令5監告示7・一部改正〕

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（柏市監査委員規程の廃止）

2 柏市監査委員規程（昭和48年柏監告示第1号）は、廃止する。

附 則（昭和62年監告示第3号）

この規定は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年監告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年監告示第2号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成7年監告示第3号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年監告示第4号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成12年監告示第3号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年監告示第6号）

この告示は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年監告示第3号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年監告示第16号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年監告示第6号）

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年監告示第5号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年監告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年監告示第6号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年監告示第9号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年監告示第6号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年監告示第10号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和4年監告示第7号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和8年監告示第4号）

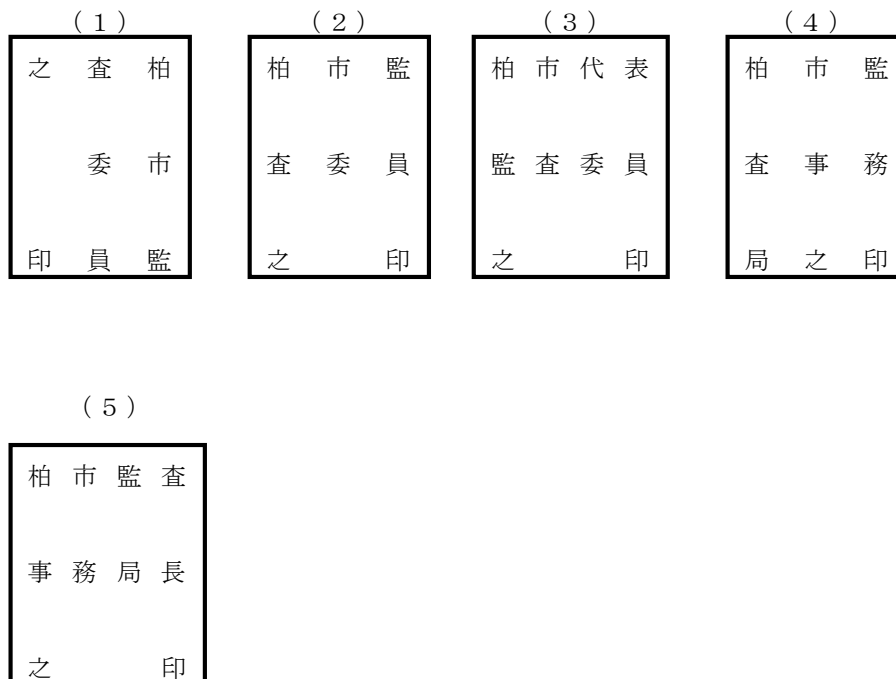
この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第16条第1項）

名 称	形状寸法	書 体	使用区分	管 理 者	個数
1 柏市監査委員之印	方 18ミリメートル	古印体	監査委員名で発 する文書	事務局長	1
2 柏市監査委員之印	方 24ミリメートル	古印体	監査委員名で発 する文書	〃	1
3 柏市代表監査委員之印	方 23ミリメートル	古印体	代表監査委員名 で発する文書	〃	1
4 柏市監査事務局之印	方 21ミリメートル	てん書	監査事務局名で 発する文書	〃	1
5 柏市監査事務局長之印	方 18ミリメートル	古印体	監査事務局長名 で発する文書	〃	1

[平12監告示3・一部改正]

別表第2（第16条第1項）



[平12監告示3・一部改正]